

# 平成31年度 江東区保育園等入園のしおり 9月14日(金)から配布開始



「平成31年度江東区保育園等入園のしおり」を配布します。平成31年4月からの認可保育園、認定こども園(長時間利用2・3号認定)、小規模認可保育園等の入園に関する情報が載っていますので、入園を希望する保護者の方は、必ず一読ください。

※平成31年度用の新しい申請書等も同封しています。

また、書類の作成方法の詳しい解説やパソコン上から簡単に入力、印刷できるエクセル形式の申請書を区ホームページに掲載していますので、ぜひご利用ください。

「入園のしおり配布」  
時 9月14日(金) 場 保育園課入園係(3階12番窓口)、区内

## 平成31年4月入園受付日程

受付期間	受付場所
10/29(月)~11/6(火)の平日8:30~17:00 (水曜は8:30~19:00)	豊洲シビックセンター11階 区民広場(豊洲2-2-18)
11/9(金)~11/30(金)の平日8:30~17:00 (水曜は8:30~19:00) 11/18(日)8:30~17:00	区役所7階 第71~73会議室

☎(3647)4934  
FAX(3647)9290

各認可保育園、豊洲特別出張所・各出張所、各子ども家庭支援センター等  
※区ホームページからも入手可能  
☎(3647)4934  
FAX(3647)9290

# 結核予防週間

9/24(月・祝)~30(日)

## その咳、本当に風邪ですか？

結核は過去の病気と思っていまいませんか？今でも区内では年間約2千3百人、江東区でも約100人の方が新たに結核と診断されており、そのうち約4割を20~50歳代の働く世代が占めています。

結核は、胸部レントゲン検査等で早期発見できる病気です。「せき」がなかなかおさまらない場合、医療機関を受診し、レントゲン検査の実施を主治医の先生と相談してください。症状が進むと、周りに感染を拡げることもあるため、早めの受診が

### 長引くせきは赤信号

結核の初期症状は、せき、たん、微熱です。いずれも、結核特有の症状ではないため、初め

# 国民年金の届出を忘れずに 会社を退職・配偶者の扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、特別出張所・各出張所、江東年金事務所で加入の届出が必要です。

①会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)  
②厚生年金等加入者に扶養されていた配偶者が、扶養から外れたとき

- ③外国から転入したとき
- ④外国へ転出したとき(任意加入)※区役所または江東年金事務所でのみ受付
- ⑤会社等に勤めていない方が20歳になったとき
- ⑥年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき

※⑤⑥以外の届出は、マイナンバーです。また、定期的に健康診断を受けることも重要です。

結核と診断されたら  
結核は薬を飲み続ければ治ります。治療は半年以上かかりますが、治るまで確実に服薬できるように、保健相談所では患者の方一人ひとりへ治療の支援をしています。ご心配な方は、管轄の保健相談所にご相談ください。

### 保健予防課感染症対策係

☎(3647)5879  
FAX(3615)7171

# 子ども・子育て支援事業計画の改定に伴う意向調査および生活実態調査にご協力を

## 9月中旬に調査票を発送

平成27年3月に策定した子ども・子育て支援法に定める「江東区子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~31年度)」の改定計画(平成32年度~36年度)を平成30年度から31年度にかけて策定します。

改定計画は、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を踏まえつつ、対象を乳幼児から青少年期までとし、母子保健や児童虐待対策等組織横断的分野を充実させ、子どもの貧困対策を盛り込むなど、子ども・子育て支援に関する総合計画として策定します。

計画策定に向けて、区民の皆さんの教育・子育ての支援等の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握するため、「区民意向調査」および「子育て世帯生活実態調査」を実施します。下表のとおり、調査対

区分	対象者	送付数	抽出方法
区民意向調査	就学前児童保護者	3,000人	住民基本台帳に基づく無作為抽出
	小学生(低学年)保護者	1,700人	
	小学生(高学年)保護者	1,700人	
	中学生本人	3,700人	
子育て世帯生活実態調査	高校生世代本人	3,700人	全員
	小学5年生本人および保護者	3,050人	
	中学3年生本人および保護者	3,050人	
	児童育成手当受給者(小学生高学年および中学生の保護者)	約2,000人	

☎(3647)8421  
FAX(3647)9196

# 人権週間に向けて

## オリンピック・パラリンピックと人権

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会まで、2年を切りました。江東区では、オリンピック競技が12、パラリンピック競技が8、計20競技が実施されます。大会ビジョンのコンセプトのひとつに多様性と調和があり、世界中の人々がその重要性を改めて認識し、共生社会を築く契機となる大会となるように、思いが込められています。

### 参加国による共同宣言

2012年ロンドン大会で、イギリス、ロシア、ブラジル、韓国が、オリンピックとパラリンピックと人権に関する共同宣言を採択しました。オリンピック・パラリンピックで「人々に尊敬、多様性、寛容と公平の価値を教える機会とする」「障害のある人たちの全ての人権と基本的自由を等しく享受し、スポーツを含め、社会のあらゆる側面から彼らの参加を促す」ことなどに尽力するとしています。

東京2020大会に向けて

「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」と言われるように、人権の尊重が平和の基礎です。世界各国が人権に配慮すべきさまざまな取り組みを行っています。特に世界規模で行われるスポーツ大会の開催国や招致国は、積極的に人権課題に取り組んでいます。世界人権宣言や国際人権規約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約など、世界的に不変な国際人権基準に自国がその基準に達しているか、またその適用が十分であるかは、大会

### 人権推進課人権推進担当

☎(3647)1164  
FAX(3647)9556